

# 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(容器包装関係)

昭和26年12月26日厚生省令第52号

最終改正：平成19年10月30日厚生労働省令第132号

別表四 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

(二) 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

(1) 牛乳, 特別牛乳, 殺菌山羊乳, 成分調整牛乳, 低脂肪牛乳, 無脂肪牛乳, 加工乳, クリーム, 発酵乳, 乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

## 1 牛乳, 特別牛乳, 殺菌山羊乳, 成分調整牛乳, 低脂肪牛乳, 無脂肪牛乳, 加工乳及びクリームの販売用の容器包装

容器包装の種類	項目	規格	溶出条件	料金 (税抜額)	検体必要量 (最低量)		
a ガラス瓶		無着色, 透明, 口内径26 mm以上	—	1,000	—		
b 合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装	A 合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装(PETを使用した容器包装及びPET加工紙製容器包装)については、「へ」と「ち」についてはいずれかの試験法による試験	イ 重金属	標準液より濃くてはならない (1 ppm以下)	4%酢酸60°C30分	3,000	溶出液として 30 ml以上	
		ロ 蒸発残留物	15 ppm以下	4%酢酸60°C30分 (クリーム用: n-ヘプタン 25°C1時間)	4,000 7,000	溶出液として 220 ml以上	
		ハ 過マンガン酸カリウム消費量	5 ppm以下	水 60°C30分	4,000	溶出液として 110 ml以上	
		ニ (PETのみ) アンチモン	0.025 ppm以下	4%酢酸60°C30分	7,000	溶出液として 500 ml以上	
		ホ (PETのみ) ゲルマニウム	0.05 ppm以下	4%酢酸60°C30分	7,000	溶出液として 500 ml以上	
		へ 破裂強度	内容量	常温保存可能品以外	常温保存可能品	4,000	10×10 cm 5枚
			300 ml以下	196.1 kPa以上	392.3 kPa以上		
			300 mlを超える	490.3 kPa以上	784.5 kPa以上		
		ト (PETのみ) 突き刺し強度	9.8 N以上	—	4,000	3.5cm×3.5cm 5枚	
		チ 封かん強度	破損又は空気漏れがないこと	—	4,000	3個	
リ ピンホール	ろ紙上にメチレンブルーのはん点を生じないこと	—	3,000	2個			
B 内容物に直接接触する部分はPE, LLDPE又はPETであること。							
C 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂には添加剤を使用してはならない。 ただし、内容物に直接接触する部分にPE又はLLDPEを使用する場合であって、次のいずれかに該当する場合には、その限度においてこの限りではない。 イ) 合成樹脂1kgに対しステアリン酸カルシウムを2.5g以下又はグリセリン脂肪酸エステルを0.3g以下使用する場合 ロ) 内容物に直接接触する部分に二酸化チタンを使用する場合							
D 内容物に直接接触する部分に使用するPE及びLLDPE共重合樹脂	材質試験	イ n-ヘキサン抽出物	2.6 %以下	—	8,000	2.5g	
		ロ キシレン可溶物	11.3 %以下	—	10,000	5.0g	
		ハ ヒ素	標準液より濃くてはならない (2 ppm以下)	—	6,000	2.0g	
		ニ 重金属	標準液より濃くてはならない (20 ppm以下)	—	5,000	2.0g	
E 内容物に直接接触する部分に使用するPET	材質試験	カドミウム及び鉛	標準液の吸光度より大きくてはならない (100 ppm以下)	—	10,000	1g	
F 常温保存可能品の容器包装にあつては、遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。							

1. 牛乳, 特別牛乳, 殺菌山羊乳, 成分調整牛乳, 低脂肪牛乳, 無脂肪牛乳, 加工乳及びクリームの販売用容器包装において「合成樹脂」とは、ポリエチレン, エチレン・1-アルケン共重合樹脂, ナイロン, ポリプロピレン又はポリエチレンテレフタレートを用い、「合成樹脂加工紙」とは、ポリエチレン加工紙, エチレン・1-アルケン共重合樹脂加工紙又はポリエチレンテレフタレート加工紙をいう。

(参考) エチレン・1-アルケン共重合樹脂は、エチレンに1-アルケン(α-オレフィン)を数%共重合させてもので、通常「直鎖状低密度ポリエチレン(linear low density polyethylene: LLDPE)」と呼ばれる。

容器包装の種類		項目	規格	溶出条件	料金 (税抜額)	検体必要量(最低量)	
c. 金属缶 ★		2-c 金属缶に規定する条件に適合するものであること。(省略)					
d 組合せ容器包装 合成樹脂及び合成樹脂加工紙	A 合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装(PETを使用した容器包装及びPET加工紙製容器包装)については、「へ」及び「ト」についてはいずれかの試験法による試験	溶出試験	イ 重金属	標準液より濃くてはならない (1 ppm以下)	4%酢酸60°C30分	3,000	溶出液として 30 ml以上
			ロ 蒸発残留物	15 ppm以下	4%酢酸60°C30分 (クリーム用: n-ヘプタン 25°C1時間)	4,000 7,000	溶出液として 220 ml以上
			ハ 過マンガン酸 カリウム消費量	5 ppm以下	水 60°C30分	4,000	溶出液として 110 ml以上
			ニ (PETのみ) アンチモン	0.025 ppm以下	4%酢酸60°C30分	7,000	溶出液として 500 ml以上
			ホ (PETのみ) ゲルマニウム	0.05 ppm以下	4%酢酸60°C30分	7,000	溶出液として 500 ml以上
			へ 破裂強度	内容量 300 ml以下 300 mlを超える	—— 196.1 kPa以上 490.3 kPa以上	—— —— ——	4,000
		ト 突き刺し強度	9.8 N以上	——	——	4,000	3.5×3.5cm 5枚
		チ 封かん強度	破損又は空気漏れがないこと	——	——	4,000	3個
		リ ピンホール	ろ紙上にメチレンブルーのはん点を 生じないこと	——	——	3,000	2個
		B 組合せ容器包装:内容物に直接接触する部分は合成樹脂であること。					
C 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂には添加剤を使用してはならない。 ただし、内容物に直接接触する部分にポリエチレン又はエチレン・1-アルケン共重合樹脂を使用する場合であって、次のいずれかに該当する場合には、その限度においてこの限りではない。 イ) 合成樹脂1kgに対しステアリン酸カルシウムを2.5g以下又はグリセリン脂肪酸エステルを0.3g以下使用する場合 ロ) 内容物に直接接触する部分に二酸化チタンを使用する場合							
D 内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン及びエチレン・1-アルケン共重合樹脂	材質試験	イ n-ヘキサン抽出物	2.6 %以下	——	8,000	2.5g	
		ロ キシレン可溶物	11.3 %以下	——	10,000	5.0g	
		ハ ヒ素	標準液より濃くてはならない (2 ppm以下)	——	6,000	2.0g	
		ニ 重金属	標準液より濃くてはならない (20 ppm以下)	——	5,000	2.0g	
金 属		1-c 金属缶に規定する条件に適合するものであること。(省略)					

1. 牛乳, 特別牛乳, 殺菌山羊乳, 成分調整牛乳, 低脂肪牛乳, 無脂肪牛乳, 部分脱脂乳, 脱脂乳, 加工乳及びクリームの販売用容器包装において、★ c「金属缶」とは、**クリームの容器**として使用するものに限る。

d「組合せ容器包装」とは、

- ・牛乳, 特別牛乳, 殺菌山羊乳, 成分無調整牛乳, 低脂肪牛乳, 無脂肪牛乳, 及び加工乳にあつては合成樹脂及び合成樹脂加工紙を用いる容器包装
- ・クリームにあつては合成樹脂, 合成樹脂加工紙, 又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。

\* 破裂強度中、試料は合成樹脂及び合成樹脂加工紙を用いた部分のそれぞれの中央部分を切り取ったものとする。